

みやざき春旅クーポンキャンペーン

宿泊事業者向け取扱いマニュアル



各お問い合わせ窓口

宿泊事業者の参画申出等に関すること

宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合 ☎：0985-24-4730、0985-22-3660

クーポン（みやざき春旅クーポン）に関すること

みやざき地域共通クーポン事務局 ☎：0985-68-3202

その他キャンペーン全般に関すること

公益財団法人宮崎県観光協会 ☎：0985-25-4676

1 はじめに～事業実施にあたって～

本キャンペーンの目的

物価高騰等による観光関連事業者等の影響を軽減し、全国旅行支援後の県内旅行需要を促進するため、本県への宿泊者に対して、県内の土産店、飲食店、交通機関などで使用可能なクーポン「みやざき春旅クーポン」を付与し、幅広い産業への経済波及を図るものです。

2 事業内容について

本キャンペーンの概要・目的

(1) 付与されるクーポン「みやざき春旅クーポン」について

① クーポンについて

電子クーポン「regionPAY」で発行します。なお、regionPAYでクーポンを発行するには以下のものが必要になります。

(ア) パソコン（PC）、Webブラウザソフト（MicrosoftEdge、GoogleChromeなど）
regionPAY管理サイトへのアクセスや、クーポン発行のために必要事項を入力するため、必要となります。

(イ) プリンター

QRコードが記載されたクーポン用紙を印刷するため、必要となります。

(ウ) regionPAY発行店ID

regionPAYを発行・管理をするために必要となります。

本キャンペーン参画後に事務局より送付されるURLより、ご登録ください。

※既にIDが付与されている参画宿泊事業者は、当該IDを引き続き使用することができます。

② クーポンの付与額について

1人泊あたり3,000円

※平日・休日の区分はありません。

※旅行代金（税込）が1人泊あたり3,000円を上回る宿泊商品に限ります。

③ クーポンの付与方法

本キャンペーンに参画している宿泊事業者が対象とする宿泊商品（（3）①参照）で予約が入った場合、チェックイン時に、宿泊施設が発行し、対象者へ付与します。

④ クーポン利用期間について

チェックイン日からチェックアウト日まで

⑤ 対象者

国内（県内を含みます。）在住者が対象です。

※チェックインの際に、免許証（原本）等による本人確認を行ってください。

(2) 販売期間・実施期間について

販売期間と実施期間が異なりますので、ご注意ください。

① 販売期間について

令和6年3月28日（木）～令和6年6月30日（日）まで

② 実施期間について

令和6年4月8日（月）チェックイン～令和6年7月1日（月）チェックアウト分まで

※ **本キャンペーン対象商品販売開始前（3/27以前）の既存予約や**

旅行需要が見込まれる期間（令和6年5月3日（金・祝）チェックイン

～令和6年5月7日（火）チェックアウト）は対象外です。

(3) 対象となる宿泊商品とその販売方法について

① 対象となる宿泊商品について

キャンペーンに参画する宿泊施設に係る宿泊商品のうち、本キャンペーンの対象となることを、利用者が認識できるように明示し、販売されているものが対象となります。

また、本キャンペーンでは、旅行代金（税込）が1人泊あたり3,000円を下回る宿泊商品は対象外です。

② 販売方法について

各宿泊事業者の判断により、以下の販売方法で販売することができます。

1 宿泊施設での自社販売（ホームページ、電話受付等）

2 旅行会社等（OTAを含みます。）経由での販売

※ 2で販売される際には、各宿泊施設から旅行会社等に対し、本キャンペーンの対象商品であることの明示等について連絡・調整する必要があります。

(4) 利用日数の制限について

1回の予約または申込につき、**7泊まで対象**となります。

※一度の旅行での宿泊日数は同一施設の連泊、異なる施設への宿泊を問わず、7泊までが対象です。

(5) 対象宿泊商品の販売に関する留意事項

① クーポン発行上限額（予算枠）の設定

参画される宿泊施設に対し、各宿泊施設ごとに、対象商品に付与するクーポンの発行上限額（予算枠）を設定します。

クーポン発行上限額を超えてクーポンを発行することはできませんので、各参画宿泊施設は、クーポン発行上限額（予算枠）の範囲で対象商品の販売等を行ってください。

※特に、複数の販売方法での販売を検討される場合は、上記事項に御留意ください。

※クーポン発行上限額については、regionPAY管理サイトの「新規クーポン発行画面」よりご確認ください。

② 対象商品であることの明示

販売にあたり、利用者が商品購入の際に判断できるように、キャンペーンの対象商品には、本キャンペーンの対象となる旨を明示してください。

(6) キャンペーンの対象（クーポンの付与対象）に関する留意事項

① 宿泊者（2人以上）の中に無料（小人料金が最低旅行代金を下回る場合を含む。）の子供及び乳幼児（以下「こども」と表記）がいる場合

こどもも含めた宿泊者全員の宿泊料金又は宿泊旅行代金を無料のこどもも含めた宿泊者全員の人数で割った結果、

○最低旅行代金を上回る場合

→無料のこどもを含めた宿泊者全員がクーポンの付与対象です。

○最低旅行代金を下回る場合

→無料のこどもを除く宿泊者がクーポンの付与対象です。

※「（7）クーポン付与額の計算例」の（例5）（例6）のようなケースもあります。

② 現金及び現金同等に扱われる金券（QUOカード、商品券等）、換金目的又は換金性の高いものを含む宿泊商品・宿泊旅行商品

上記商品はクーポン付与の対象外となります。

ただし、下記（ア）から（ウ）の全てを満たすものに限っては、本キャンペーンの対象商品に含めることが可能です。

（ア）金券の用途となる物品またはサービスが、券面に記録されたものである

（ただし、宿泊施設の館内利用券に限り、金額の明示は可能）

（イ）用途が具体的に特定されている、又は限定された複数の用途の中からひとつを選択して利用するものである

（ウ）当該商品の旅行期間内に目的地内でのみ利用できるものである

(7) クーポン付与額の計算例

クーポン付与額の算定

①宿泊旅行代金（宿泊者が複数又は連泊の場合はその総額）を宿泊人数と泊数で割り、1人1泊あたりの金額を算定します。

$$\text{宿泊旅行代金} \div \text{宿泊人数} \div \text{泊数} = \text{1人泊あたり金額}$$

②最低旅行代金3,000円より、1人1泊あたりの金額が大きい場合はクーポンの付与対象、小さい場合はクーポンの付与対象外となります。

$$\text{最低旅行代金} < \text{1人泊あたりの金額} = \text{クーポンの付与対象}$$

$$\text{最低旅行代金} > \text{1人泊あたりの金額} = \text{クーポンの付与対象外}$$

③クーポンの付与対象となった場合は、泊数に合わせてクーポンを付与します。

$$\text{宿泊人数} \times \text{泊数} \times 3,000 \text{円} = \text{クーポン付与額}$$

※①の1人泊あたりの金額を算定する場合は、無料の子供や乳幼児も旅行人数に含めて計算します。

なお、①で無料の子供や乳幼児も宿泊人数に含めて算定し、②でクーポンの付与対象外となった場合は、改めて無料の子供や乳幼児等を宿泊人数に含めず、算定することができます。（ただし、子供や乳幼児の金額が無料など定まっている場合に限ります。）

大人1名1泊15,000円で、大人2人が1泊した場合（旅行代金計30,000円）

例1

$$\text{①} 30,000 \text{円} \div \text{合計} 2 \text{人} \div \text{1泊} = \text{1人泊あたり} 15,000 \text{円}$$

$$\text{②} \text{最低旅行代金} 3,000 \text{円} < \text{1人泊あたり} 15,000 \text{円} = \text{クーポンの付与対象}$$

$$\text{③} \text{合計} 2 \text{人} \times \text{1泊} \times 3,000 \text{円} = \text{6,000円分のクーポン付与}$$

大人1名1泊8,000円、小人1名1泊4,000円で、大人2人、小人1人が2泊した場合（旅行代金計40,000円）

例2

$$\text{①} 40,000 \text{円} \div \text{合計} 3 \text{人} \div \text{2泊} = \text{1人泊あたり} 6,666 \text{円}$$

$$\text{②} \text{最低旅行代金} 3,000 \text{円} < \text{1人泊あたり} 6,666 \text{円} = \text{クーポンの付与対象}$$

$$\text{③} \text{合計} 3 \text{人} \times \text{2泊} \times 3,000 \text{円} = \text{18,000円分のクーポン付与}$$

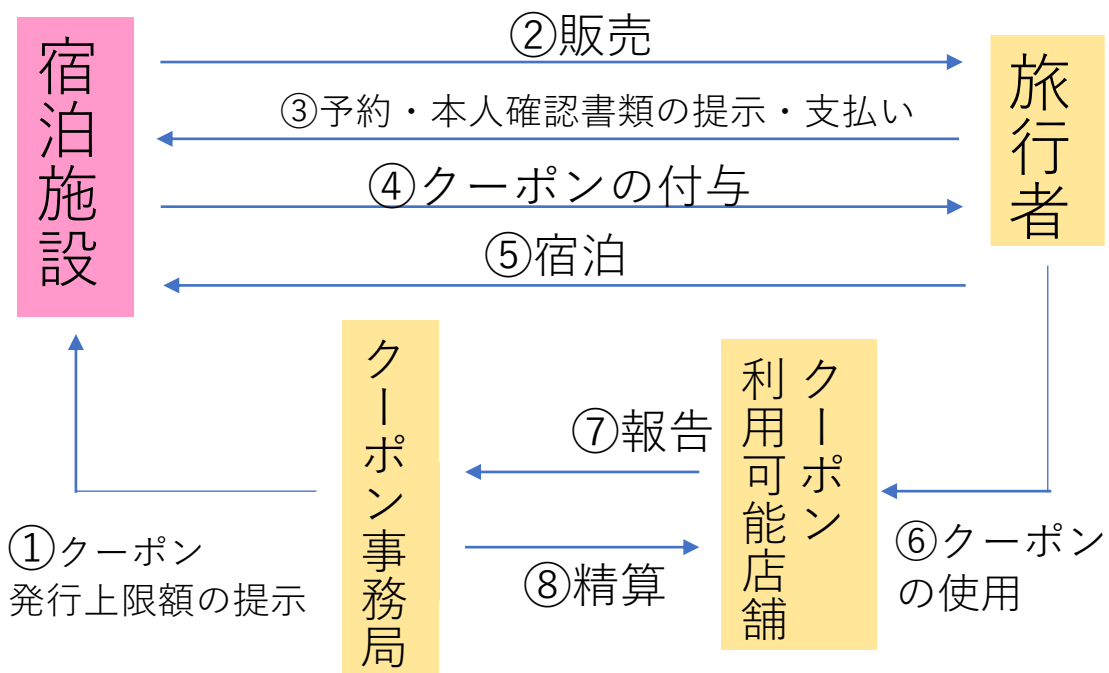
例 3	大人 1 名1泊2,500円で、大人 1 人が 2 泊した場合（旅行代金計5,000円）
	<p>①5,000円 ÷ 合計 1 人 ÷ 2 泊 = 1 人泊あたり 2,500円</p> <p>②最低旅行代金3,000円 > 1 人泊あたり 2,500円 = クーポンの付与対象外</p>
例 4	1 室 1 泊16,000円で、大人 6 人が 1 泊した場合（旅行代金計16,000円）
	<p>①16,000円 ÷ 合計 6 人 ÷ 1 泊 = 1 人泊あたり 2,666円</p> <p>②最低旅行代金3,000円 > 1 人泊あたり 2,666円 = クーポンの付与対象外</p>
例 5	大人 1 名1泊15,000円、小人1名 1 泊10,000円、乳幼児無料で、大人 2 人、小人 1 人、乳幼児 1 人が 1 泊した場合（旅行代金計40,000円）
	<p>①40,000円 ÷ 合計 4 人 ÷ 1 泊 = 1 人泊あたり 10,000円</p> <p>②最低旅行代金3,000円 < 1 人泊あたり 10,000円 = クーポンの付与対象</p> <p>③合計 4 人 × 1 泊 × 3,000円 = 12,000円分のクーポン付与</p>
例 6	大人 1 名1泊5,000円、小人1名 1 泊2,000円、乳幼児無料で、大人 1 人、小人 1 人、乳幼児 1 人が 1 泊した場合（旅行代金計7,000円）
	<p>①7,000円 ÷ 合計 3 人 ÷ 1 泊 = 1 人泊あたり 2,333円</p> <p>②最低旅行代金3,000円 > 1 人泊あたり 2,333円 = クーポンの付与対象外</p> <p>無料の乳幼児を除いた場合</p> <p>①7,000円 ÷ 合計 2 人 ÷ 1 泊 = 1 人泊あたり 3,500円</p> <p>②最低旅行代金3,000円 < 1 人泊あたり 3,500円 = クーポンの付与対象</p> <p>③合計 2 人 × 1 泊 × 3,000円 = 6,000円分のクーポン付与</p>

3 その他

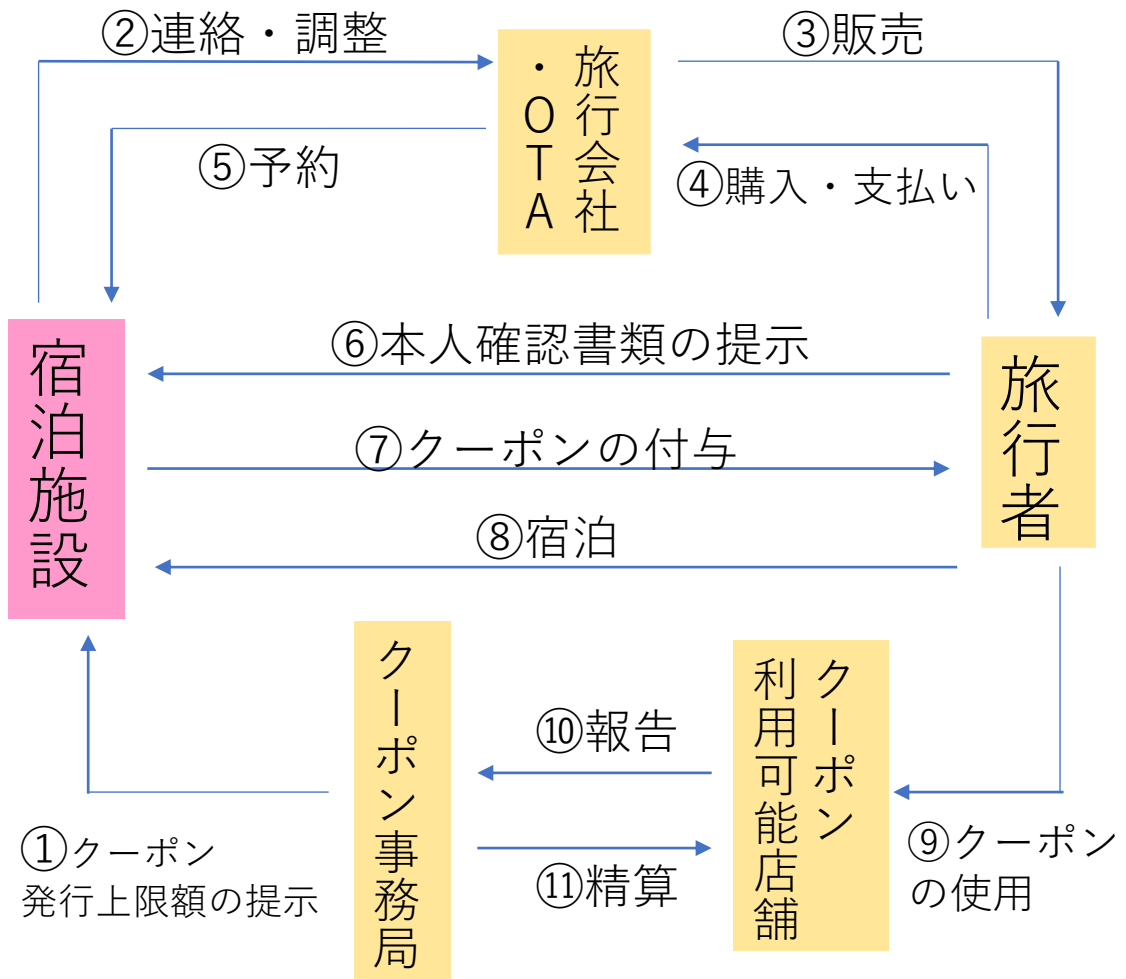
- (1) 本キャンペーンは、国及び県の補助を受けて実施している事業であり、国の会計検査や県の監査等の対象となります。
- (2) 県観光協会においても、必要に応じ、宿泊者への確認、宿泊施設への立入検査も含め、適正に運用されていることの確認を随時実施しますので、宿泊者名簿につきましては、旅館業法に則り、一定期間保存してください。
- (3) 本キャンペーンによるクーポン付与額をあらかじめ上乗せする等により、通常の価格の水準を超えた不当な価格設定をしてはいけません。
- (4) 本キャンペーンの適用にあたっては、旅行者が予約した宿泊に、必ず旅行者の宿泊実態があることが前提となります。権利放棄等を前提とした宿泊商品、宿泊旅行商品は対象なりません。
- (5) 本キャンペーンの適正な運用に関して、これまでのキャンペーン以上に細心の注意を払ってください。
- (6) キャンペーン事務局側からメール等にて、重要なお連絡をお送りすることがありますので、ご注意ください。

4 クーポンの付与・精算の流れについて

(1) 宿泊施設の直販の場合



(2) 旅行会社・OTA経由での販売の場合



宿泊事業者向けQ&A

1 クーポン

No. 1 本キャンペーンで付与されるクーポンはどういったものですか。

回答

本キャンペーンで付与される「みやざき春旅クーポン」は、旅行者のスマートフォンの活用を前提とした電子クーポンとなります。
なお、**クーポンの利用可能期間は、チェックイン日～チェックアウト日です**ので、**対象者に付与する際は、利用可能期間についての説明に、特段の配慮をいただきますようお願いいたします。**

2 対象者・対象地域

NO. 2 外国人の旅行は本キャンペーンの対象ですか。

回答

観光・ビジネス目的などの短期滞在となる在外の外国人は対象外です。ただし、日本国内に居住する外国人は利用可能です。
技能実習生などの外国人については、在留許可証など公的な書類によって日本での居住予定が明らかであれば、利用可能です。

3 実施期間（対象外期間）

No.3

宿泊旅行商品について、旅行期間の一部に、本キャンペーンの対象外期間が含まれている場合はどうなりますか。

回答

クーポン付与の対象外です。
旅行契約に定められた旅行期間の中に、「対象外期間」の日程が含まれている旅行は、クーポン付与の対象外となります。
つまり、対象期間内の旅行契約の内容と、対象期間外の内容とを明確に切り分けることができない場合（包括料金等）は、全体としてクーポン付与の対象外となり、切り分けることができる場合は、対象期間内に限ってクーポン付与の対象となります。
※「切り分け」とは、クーポン付与の対象として申請される旅行契約の内容と対象外の内容を明確に分けることを指します。本来の旅行代金の内訳の一部を便宜上除くだけのものは、「切り分け」にあたりません。

4 既存予約

No. 4 既存予約は対象になりますか。

回答

販売開始日である令和6年3月28日（木）以降の予約が対象となります。令和6年3月27日（水）以前の既存予約については対象となりません。

5 本人・居住地確認

No. 5	本人・居住地確認をする必要がありますか。
回答	本キャンペーンの対象とするためには、本人確認・居住地確認が必ず必要になります。旅行者に対し、宿泊当日に本人確認等を行うことを必ず周知してください。
No. 6	本人確認・居住地確認のための書類について、具体的に教えてください。
回答	本人確認・居住地確認に必要な書類の例としては次のとおりです。 マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等福祉手帳、国または地方公共団体が発行した身分証明書 など なお、本人確認に当たっては、本人確認書類の原本で確認することを原則とします。
No. 7	宿泊者全員の本人・居住地確認が必要でしょうか。
回答	クーポンを付与するお客様は全員確認が必要となります。確認がとれない場合はクーポン付与の対象外となります。 なお、確認証（免許証、健康保険証など）のコピー、保管をする必要はありません。
No. 8	旅行者が旅行当日、本人・居住地確認書類の提示ができない場合はどうすればよいでしょうか
回答	後日送付などでの提示は認められないことから、クーポン付与の対象外です。

6 連泊制限

No. 9	同じ宿泊施設に、最初の7日間を宿泊施設へ直接、次の7日間をOTAでそれぞれ予約しましたが、クーポン付与の対象になりますか。
回答	クーポン付与の対象となるのは7泊分までです。 別々の予約であっても、実質的に1つの旅行として連続性がある場合は、7泊分までが上限となります。 ただし、連続した日付であっても、一度出発地に戻り、翌日新たな旅行が開始されるような、別の旅行として成立する場合は、1つの旅行毎に泊数制限が適用されます。

7 旅行者への周知等

No.10	宿泊施設での予約受付時、旅行者に対して案内が必要なことはなんでしょうか。
回答	本キャンペーンのクーポン付与の対象となる宿泊分を予約受付した場合、次の内容を旅行者へ必ず周知してください。 ○「みやざき観光ナビ」に掲載している本キャンペーンの取扱いに関するページを自身で出発までに確認すること ○宿泊当日に、「本人確認及び居住地確認」を行い、確認ができない場合は割引等の対象外となること。
No.11	クーポン付与の対象予定だった宿泊分が対象外となった場合の対応について教えてください。
回答	旅行者に対し、対象外となった宿泊分のクーポンは付与できません。 また、既にクーポンを付与していた場合は、宿泊施設においてクーポンのキャンセル処理等を行っていただく必要があります。

8 ポイント・割引クーポンの併用

No.12	自社のポイントを付けた宿泊商品は、クーポン付与の対象となりますか。
回答	宿泊料金の価格操作が可能な（価格決定権のある）宿泊施設が本キャンペーンの対象となる自らの商品に限定してポイントを付与することはできません。 なお、本キャンペーン開始前より恒常的に、顧客販促や広くすべての宿泊者に適用される事業者が付与するポイント類については制限しません。 （一例） 旅行申込者全員に旅行代金の3%がポイントとしてシステムから自動付与されるもの
No.13	旅行代金を各種ポイントやマイル、ギフト券等で支払いは可能ですか。
回答	個人が保有するポイント類、旅行券、ギフト券等、名称の如何を問わず、「旅行者個人に付帯するもの」等、クレジットカード・現金と同様の支払い手段として利用する場合については、これらを利用可能です。

No.14	本キャンペーン以外の補助制度（市町村割など）を併せて適用する場合のクーポン付与額はどのよう計算するのですか。
回答	<p>併用可能ですが、適用ルールは次のとおりとなります。</p> <p>（１）市町村等が実施する観光需要喚起策で、旅行代金・宿泊料金を割り引く場合（旅行・宿泊代金に充当できるクーポン券等を付与する場合を含む）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行代金・宿泊料金から「市町村等が実施する観光需要喚起策」の割引額（※）を引いた額の価格をもとに本キャンペーンの基準額を算出 <p>（計算例）</p> <p>例：旅行代金15,000円（大人1泊7,500円、子供0円） 大人2名、子供1名の1泊2日の宿泊商品に、 他割引5,000円を適用させる場合 基準額：旅行代金15,000円－他割引5,000円＝10,000円 →10,000円÷合計3人÷1泊＝1人泊あたり3,333円 →最低旅行代金3,000円＜1人泊あたり3,333円 ＝クーポンの付与対象 →合計3人×1泊×3,000円＝9,000円分のクーポン付与</p> <p>（２）市町村等が実施する観光需要喚起策で、旅行者に対して旅行・宿泊代金に充当できないクーポン券を付与する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本キャンペーンと併用することで旅行者の実質負担額が0円を下回ることが明白な場合は併用不可 <p>①本キャンペーンの「みやざき春旅クーポン」の付与額、 ②市町村等が旅行者に対して付与するクーポンの付与額（※）の合計額が、旅行・宿泊代金の総額を上回ることが明白な場合は、併用不可。</p> <p>※別途、旅行代金等の割引を行っている場合は、当該額も含む。</p>

9 変更等の取扱い

No.15	4泊予定の旅行者が、自身の都合により2泊目から宿泊しなかった場合、3泊分のクーポン付与の取扱いはどうなりますか。
回答	予約があり旅行代金が支払われていても、実際には宿泊せず権利放棄された宿泊に関しては、クーポン付与の対象外です。
No.16	旅行者が、宿泊施設での滞在時に追加で支払いを行った費用も、クーポン付与の対象となるのですか。
回答	クーポン付与の対象外です。商品に事前に含まれている物品・サービスがクーポン付与の対象となります。 (例) 本キャンペーンの対象となっている1泊朝食付き宿泊商品を申し込み、宿泊施設滞在時に夕食を追加で注文した場合 ○ 朝食代金を含めた宿泊料金はクーポン付与の対象です。 × 現地で追加した夕食代金はクーポン付与の対象外です。
No.17	旅行当日に旅行者が新型コロナウイルス感染症の陽性となり、キャンセルとなりました。取消料についてはどのように対応すればよいですか。
回答	取消料については各宿泊施設の規定に沿ってご対応ください。キャンセルが行われた分については、割引の対象外となります。感染を理由とした特例は本キャンペーンにはありません。

10 クーポン発行上限額の管理

No.18	示されたクーポン発行上限額を宿泊事業者への補助金として受け取ることができるのでしょうか。
回答	できません。対象の宿泊商品を購入した旅行者への発行するためのクーポン発行上限額です。
No.19	複数の宿泊施設を運営していますが、クーポン発行上限額を一括して管理することはできますか。
回答	できません。宿泊施設ごとの申請としておりますので、クーポン発行上限額は施設毎に管理します。
No.20	宿泊者名簿の提出などは必要でしょうか。
回答	通常はありませんが、別途、提出をお願いする場合がございます。旅館業法に則り、一定期間保存しておいてください。